

厚生労働省発医政0218第17号

令和8年2月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

医療施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和8年2月18日から適用することとされたので通知する。

**別 添****医療施設等災害復旧費補助金交付要綱**

## 1 (略)

(交付の対象)

2 この補助金は、次に掲げる施設であって暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）又は厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日会発第0621第1号）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

## (1) 医療機関施設

ア～イ (略)

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

(ア)～(イ) (略)

**医療施設等災害復旧費補助金交付要綱**

## 1 (略)

(交付の対象)

2 この補助金は、次に掲げる施設であって暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計2150）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

## (1) 医療機関施設

ア～イ (略)

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

(ア)～(イ) (略)

## (ウ) 救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、令和5年3月31日医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(エ) ～ (ク) (略)

## (ケ) 時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、令和6年3月5日保医発0305第5号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算1、2、3及び4に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) ～ (ス) (略)

## (セ) 在宅医療実施病院

## (ウ) 救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(エ) ～ (ク) (略)

## (ケ) 時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、平成28年3月4日保医発第0304第1号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) ～ (ス) (略)

## (セ) 在宅医療実施病院

[令和5年3月31日医政発0331第16号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ソ) 在宅医療実施診療所

[令和5年3月31日医政発0331第16号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(タ) 在宅医療実施歯科診療所

[令和5年3月31日医政発0331第16号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(チ) がん医療実施診療所

[令和5年3月31日医政発0331第16号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の

[平成24年3月30日医政発第0330第28号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ソ) 在宅医療実施診療所

[平成24年3月30日医政発第0330第28号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(タ) 在宅医療実施歯科診療所

[平成24年3月30日医政発第0330第28号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(チ) がん医療実施診療所

[平成24年3月30日医政発第0330第28号](#)厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる

設置するものを除く。)

(ツ) 脳卒中医療実施病院

令和5年3月31日医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(テ) ~ (ナ)

(2) ~ (6) (略)

(交付額の算定方法)

3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (略)

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

者の設置するものを除く。)

(ツ) 脳卒中医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。)

(テ) ~ (ナ)

(2) ~ (6) (略)

(交付額の算定方法)

3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (略)

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

新	旧
<p>4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(次に掲げるものに限る。)をする場合には、<u>速やかに</u>厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>速やかに</u>厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(別表) (略)</p>	<p>4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(次に掲げるものに限る。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>(別表) (略)</p>

以上

(新)

第1号様式 補助金調書 (略)

(旧)

第1号様式 補助金調書 (略)

(新)

第2号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

年度医療施設等災害復旧費  
補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 0 円
- 2 事業の種類 医療施設等災害復旧事業 ( )
- 3 経費所要額調 (別紙1)
- 4 事業計画書 (別紙2)
- 5 収入支出予算書の抄本

(旧)

第2号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

年度医療施設等災害復旧費  
国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 0 円
- 2 事業の種類 医療施設等災害復旧事業 ( )
- 3 経費所要額調 (別紙1)
- 4 事業計画書 (別紙2)
- 5 収入支出予算書の抄本

(新)

第2号様式別紙1 経費所要額調 (略)

(旧)

第2号様式別紙1 経費所要額調 (略)

(新)

第2号様式別紙2 事業計画書(略)

(旧)

第2号様式別紙2 事業計画書(略)

(新)

第3号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

年度医療施設等災害復旧費  
補助金の事業実績報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受けた標記  
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助申請額 金 0 円
- 2 事業の種類 医療施設等災害復旧事業 ( )
- 3 経費所要額精算書 (別紙1)
- 4 事業実績報告書 (別紙2)
- 5 添付書類  
(1) 当該事業にかかる収入支出決算書抄本  
(2) 補助事業完了後の施設の写真  
(3) 契約書の写し (契約書が作成されない場合は、請求書等の写し)  
(4) 補助対象区域の工事設計図

(旧)

第3号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

年度医療施設等災害復旧費  
国庫補助金の事業実績報告書

印

年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受けた標記  
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助申請額 金 0 円
- 2 事業の種類 医療施設等災害復旧事業 ( )
- 3 経費所要額精算書 (別紙1)
- 4 事業実績報告書 (別紙2)
- 5 添付書類  
(1) 当該事業にかかる収入支出決算書抄本  
(2) 補助事業完了後の施設の写真  
(3) 契約書の写し (契約書が作成されない場合は、請求書等の写し)  
(4) 補助対象区域の工事設計図

(新)

第3号様式別紙1 経費所要額精算書 (略)

(旧)

第3号様式別紙1 経費所要額精算書 (略)

(新)

第3号様式別紙2 事業実績報告書 (略)

(旧)

第3号様式別紙2 事業実績報告書 (略)

(新)

第4号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

年度医療施設等災害復旧費  
年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、別表のとおり報告する。

(旧)

第4号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

年度医療施設等災害復旧費  
年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、別表のとおり報告する。

(新)

第4号様式 別表 (略)

(旧)

第4号様式 別表 (略)

(新)

第5号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった  
年度医療施設等災害復旧費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額につ  
いては、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱4(8)の規定に基づき、下記のとおり報  
告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控  
除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき  
る資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(旧)

第5号様式

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった  
年度医療施設等災害復旧費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額につ  
いては、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱4(8)の規定に基づき、下記のとおり報

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控  
除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき  
る資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。